

衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会ニュース

【第204回国会】令和3年6月7日（月）、第3回の委員会が開かれました。

- 1 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案（逢沢一郎君外5名提出、衆法第32号）
 - ・提出者逢沢一郎君（自民）から趣旨の説明を聴取しました。
 - ・提出者逢沢一郎君（自民）、岩屋毅君（自民）、佐藤茂樹君（公明）及び浦野靖人君（維新）並びに政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・篠原孝君（立民）提出の修正案について、提出者篠原孝君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・原案に対し、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴取したところ、武田総務大臣から、「特に異議はない」旨の発言がありました。
 - ・原案及び修正案に対し、塩川鉄也君（共産）が討論を行いました。
 - ・修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成－立民、共産、国民 反対－自民、公明、維新）
 - ・原案について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、公明、維新、国民 反対－立民、共産）
 - ・岩屋毅君外4名（自民、立民、公明、維新、国民）から提出された附帯決議案について、山尾志桜里君（国民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立民、公明、維新、国民 反対－共産）
（質疑者）篠原孝君（立民）、森山浩行君（立民）、塩川鉄也君（共産）、山尾志桜里君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

篠原孝君（立民）

- （1） 新型コロナウイルスの濃厚接触者の割り出し方及び濃厚接触者への外出自粛要請の内容についての確認
- （2） 保健所が濃厚接触者のリストを作成・整理するようにした上で、濃厚接触者を特例郵便等投票の対象とするべきだという意見についての厚生労働省の見解
- （3） 特例郵便等投票の対象者への周知徹底の方法についての確認及び選挙管理委員会が保健所から新型コロナウイルス感染症患者に関するリストの提供を受けて対象者に郵便投票が可能である旨を周知するという提案についての総務省の見解
- （4） 療養者の投票権の確保について、各党協議の結果提出された本法律案は、当初の各党案よりその対象を拡大したにもかかわらず、濃厚接触者を対象としなかった理由

森山浩行君（立民）

- （1） 以前行われていた郵便投票が廃止された理由並びに現在特例的に郵便等投票が復活している理由及び概要
- （2） 宿泊療養施設において期日前投票及び不在者投票が行われている状況において、自宅療養者についても宿泊療養にできるだけ移した上で巡回投票をするなど現行制度で可能な方法を行うようさらに努力すべきと考えることについての提出者の見解
- （3） 本法律案の周知期間が短いため、特例郵便等投票の対象となる自宅療養者等が自分が投票できると気付かずに投票できないことになるリスクについての提出者の見解
- （4） 負担が非常に増大している保健所が短い周知期間では対応できないのではないかとの懸念についての提出者の見解

- (5) 選挙管理委員会及び保健所の体制強化を政府が手当すべきと考えることについての提出者の見解
- (6) 特例郵便等投票に関する選挙違反に対する罰則の適用の仕方及び違反を発見する方法についての提出者への確認

塩川鉄也君（共産）

- (1) 現行制度で認められている宿泊療養施設に期日前投票所や不在者投票所を設置する方式を継続すること及び国政選挙は国負担で、地方選挙においても地方創生臨時交付金等で自治体に財源の手当を行うことについての総務省への確認
- (2) 特例郵便等投票において重要な役割を持つ外出自粛要請等に係る書面の発行について、偽造などの規制や罰則の有無についての提出者への確認
- (3) 特例郵便等投票制度は、知っている人しか使えない制度になってしまうことになるのではないかとこの指摘に対する提出者の見解
- (4) 選挙権行使に関わる改正でありながら公布の日から施行期日の間が5日しかとられていないことについて、投票に関わる法改正であった18歳選挙権に関する改正法及び洋上投票に関する改正法の施行期日についての提出者への確認
- (5) 特例郵便等投票は外出自粛要請等に係る書面の発行及び書面がない場合の情報提供への対応を迫られる保健所に更なる負担をかけることになるため、本法案が保健所の負荷になるという認識があるかについての提出者への確認
- (6) 特例郵便等投票において投票者が投票用紙の請求及び投票時の2回ポスト投函が必要となるが、この投函を誰が行うのか、また投函を依頼された者が投函しなかった場合の罰則の有無についての提出者への確認

山尾志桜里君（国民）

- (1) 特例郵便等投票の手続きに必要となる自宅療養者等への外出自粛要請等に係る書面が必ずしも発行されていない中、特例郵便等投票の対象者に対して書面が発行できる体制が整備されるまでに必要な期間の厚生労働省への確認
- (2) 濃厚接触者についても要請の状況を把握した上で外出自粛要請等に係る書面を発行する必要があるとした上での、濃厚接触者を把握できるようになるまでの道筋についての厚生労働省への確認
- (3) 濃厚接触者が投票のためにする外出は外出自粛要請に応じなかったとは評価されないことについて政治の側がメッセージを発出する必要性
- (4) 特例郵便等投票の対象者となる外出自粛要請を受けている自宅療養者等の投票所での投票の可否
- (5) 特例郵便等投票の対象者が投票所で投票するために外出した場合、外出自粛要請に応じなかったと評価される可能性についての厚生労働省への確認
- (6) 外出自粛要請はあくまで行政指導であり法的拘束力はないことの厚生労働省への確認
- (7) 上記（5）についての提出者への確認